



警察庁

– National Police Agency –

# デジタル臨時行政調査会作業部会 御説明資料

令和4年8月30日  
警察庁交通局

# 1 駐車監視員資格者講習の趣旨・背景

## 趣 旨

放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行うもので、駐車監視員資格者証を取得するための講習

## 背 景

### 放置車両確認事務の委託〔道路交通法第51条の8〕

違法駐車は、都市部を中心に常態化し、交通事故や交通渋滞の原因となるなど、国民生活に著しい弊害をもたらし、従来から各種対策が継続して進められてきたにもかかわらず、問題は依然として解決していない状況であった。他方で治安情勢が悪化している現状、駐車違反の取締りに投入できる警察の執行力には限界がある状況を踏まえ、駐車違反对応業務に要する警察の執行力を十分かつ柔軟に確保する仕組みを構築し、良好な駐車秩序の確立を図るとともに、警察事務の合理化を図るため、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を民間委託することができることとされた（平成18年6月1日施行）。

### 駐車監視員

放置車両確認機関（受託法人）に所属し、地域を巡回して、放置車両の確認と確認標章の取付けを行うもの。

### 駐車監視員資格者証〔第51条の13第1項〕

駐車監視員に必要な資質と技能及び知識が備わっていない場合には、公正で適確な確認事務の遂行を期待することはできないことから、駐車監視員資格者証の交付要件を定め、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）はこれを満たす者に対し**駐車監視員資格者証**を交付することとされた。

## 2 駐車監視員資格者講習（制度の概要・講習の実情）

### 概 要

[ ◎ 確認事務の委託の手續等に関する規則第6条～第9条 ]

#### 目的

放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習で、修了者には駐車監視員資格者証の申請に必要な修了証明書が交付される。

#### 頻度

都道府県ごと、年ごとに異なる（1年に1回が多い。）

#### 内容

- ・ 道路の交通に関する法令の知識
- ・ その他放置車両の確認等の適正な実施に必要な技能及び知識
- ・ 筆記による修了考査

#### 時間

- ・ 修了考査以外の講習：14時間
  - ・ 筆記による修了考査：1時間 計15時間
- ※ 正誤式50問 正解率90%以上で合格

#### 手数料

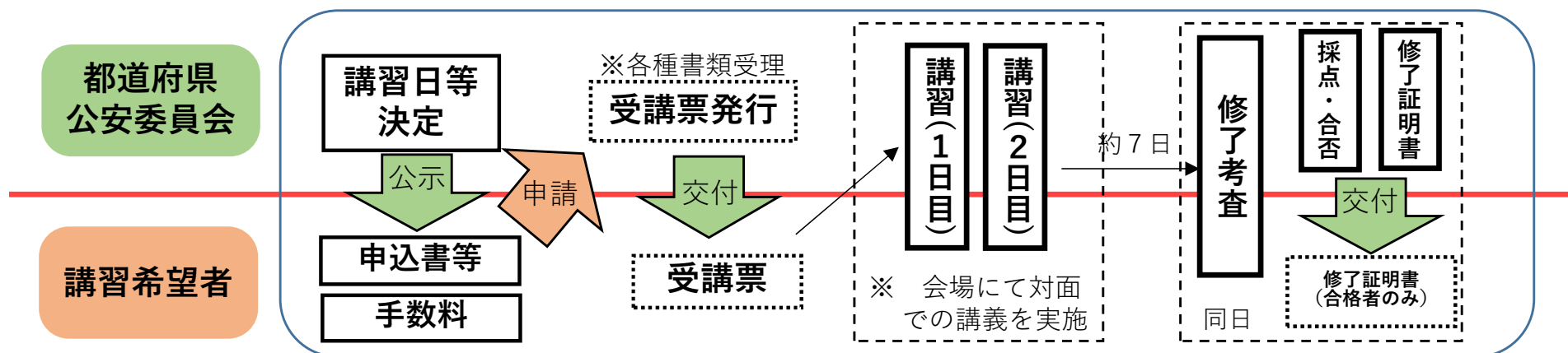
以下を標準として条例で定める額

駐車監視員資格者講習：20,000円

駐車監視員資格者証の交付：9,900円（修了考査合格者（修了証明書の交付を受けている者）のみ申請可）

### 受講の一般的な流れ（イメージ）

※申請や交付の手續・方法や日数等は都道府県ごとに異なる。

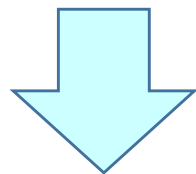


### 3 駐車監視員資格者証について

#### 講習受講から駐車監視員資格者証交付までの流れ

〔◎ 確認事務の委託の手續等に関する規則  
第6条～第9条、第11条〕

- 1 駐車監視員資格者講習を受講する。
- 2 駐車監視員資格者講習の最終日に実施される筆記による修了考査に合格する。
- 3 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受ける。
- 4 修了証明書を含む申請に必要な各種書類等を準備・提出する。
- 5 申請を受理した公安委員会により審査、交付手続を行う。



#### 駐車監視員として活動するまでの流れ

〔◎ 道路交通法第51条の8、第51条の12〕

- 1 確認事務の委託を受けようとする法人は、公安委員会に登録を申請する。
- 2 申請を受けた公安委員会は、当該法人が要件に適合等する場合は登録を行う。
- 3 警察署長は登録法人の中から確認事務を委託する法人を選定（競争入札）する。
- 4 警察署長から委託を受けた法人は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員に対し放置車両の確認等を行わせる。

## 4 現状のPHASE・PHASEを進めるための課題（論点）

### 現 状

#### PHASE 1-②

PHASE 1：紙・人の介在

- ②：法令等において、「講習」受講 ～中略～ と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

### PHASEを進めるための課題（論点）

- (1) 本講習に関する一連のプロセスのうち、どの部分についてデジタル化を進める予定か。またデジタル化は、システムの構築、実施主体への実装などを要すると考えられるが、どのように進めていく予定か。  
講習申込 → 講習受講 → 修了考査 → 修了証の交付
- (2) 修了考査について、デジタル化を進めるための課題は何か。
- ・ 本人以外の者が受講するいわゆるなりすましや考査中のカンニング行為を防止する不正防止の観点から、現在対面で行っている対策を、例えばWebカメラなどのデジタル技術により代替していく可能性についてどのように考えるか。（どの点がデジタル技術による代替にあたって課題と感じているか。）
  - ・ 警察署長から委託を受けた事務の実施者に関する講習の修了考査であることを踏まえ不正防止対策を厳格に行うべきである一方、デジタル化をひとつの手段とした講習実施主体の業務効率化や受講者の利便性向上も追求していくべきものと考えられるがどうか。
  - ・ まずは、不正防止以外についてデジタル技術を活用すること（例：会場に受講者を集めて人による監視のもとでCBT試験を実施）を検討し、段階的に考査のオンライン化への移行を図るという取組み方についてどのように考えるか。

## 5-1 論点(1)

- (1) 本講習に関する一連のプロセスのうち、どの部分についてデジタル化を進める予定か。  
またデジタル化は、システムの構築、実施主体への実装などを要すると考えられるが、どのように進めていく予定か。

講習申込 → 講習受講 → 修了考査 → 修了証の交付

### デジタル化について

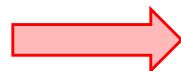
- 現状においてデジタル化が困難と考えられるのは修了考査についてのみであり、その他の部分はデジタル化を進めていく予定

### スケジュールについて

- 警察庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、講習のオンライン化を含め、各種行政手続に係る各都道府県警察共通のオンラインシステムの構築・運用を目指して、検討中
- システム整備には予算が必要となることから、具体的な運用開始スケジュールについては、現時点で明確に申し上げられる段階にはないが、可能な限り早期の運用開始を目指して、予算要求作業を含め必要な作業等を進めていきたいと考えているところ
- 本講習についても、上記システムを利用してデジタル化を進める予定

### 課題について

- 手数料は都道府県の収入証紙での納入のため、都道府県(知事部局)での検討が必要
- 受講者側の端末の性能等により、受講中に途切れるなどのトラブルへの対応
- 受講者が適切に受講しているかどうかなどの受講状況の確認方法

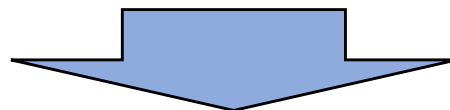


**引き続き、警察庁内で対応を検討する。**

## 5-2 論点(2)

(2) 修了考査について、デジタル化を進めるための課題は何か。

- ・ 本人以外の者が受講するいわゆるなりすましや考査中のカンニング行為を防止する不正防止の観点から、現在対面で行っている対策を、例えばWebカメラなどのデジタル技術により代替していく可能性についてどのように考えるか。(どの点がデジタル技術による代替にあたって課題と感じているか。)
- ・ 警察署長から委託を受けた事務の実施者に関する講習の修了考査であることを踏まえ不正防止対策を厳格に行うべきである一方、デジタル化をひとつの手段とした講習実施主体の業務効率化や受講者の利便性向上も追求していくべきものと考えられるかどうか。
- ・ 不正防止以外についてデジタル技術を活用すること(例：会場に受講者を集めて人による監視のもとでCBT試験を実施)を検討し、段階的に考査のオンライン化への移行を図るという取り組み方についてどのように考えるか。



- **業務の効率化・利便性の向上の面からデジタル化は有効な手段となり得るもの。**
- **Webカメラなどのデジタル技術により、なりすまし防止対策は可能。**  
他方、Webカメラの死角で行われたカンニング行為を確認できないことが課題。
- **会場に受講者を集め、人による監視のもとで行えば、試験のオンライン化は可能。**  
他方、端末設備のある会場が必要であり、経費増加が課題。

# 6 めざすPHASE

## めざすPHASE

PHASE 2 - 1 ①、2 - 1 ②、2 - 1 ③

- PHASE 2** : デジタル原則に適合する手段を可とする。
- 類型 1 ①** : オンラインによる講習受講を可とする。
- 類型 1 ②** : 受講申込のオンライン手続を可とする。
- 類型 1 ③** : 受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする。

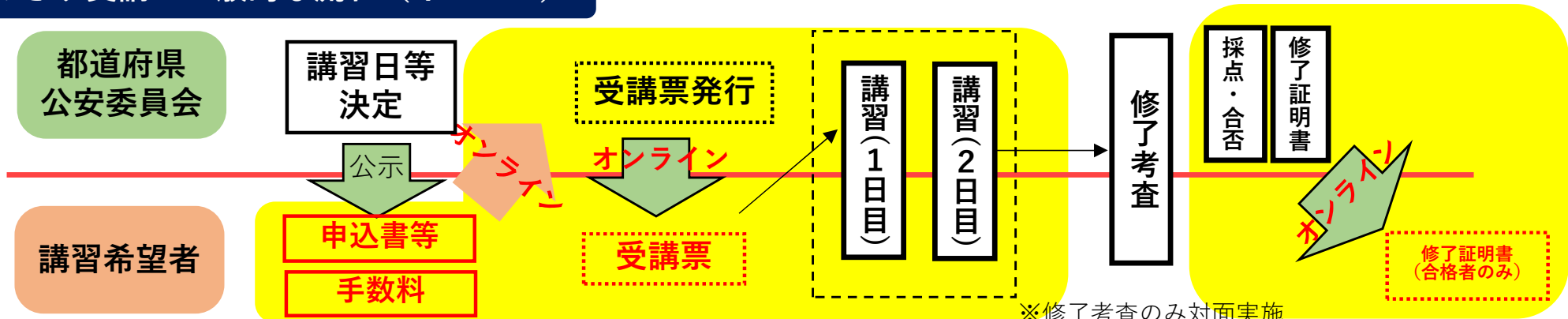


修了考査についてはデジタル技術の進展状況等を踏まえながらオンライン化の可否を検討。

## 期待される効果

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止（非対面・非接触）
- ✓ 受講者の利便性向上（移動時間・費用の短縮）
- ✓ 講習事務の効率化につながる可能性

## めざす受講の一般的な流れ（イメージ）





## < 参考 > 駐車監視員資格者講習・確認事務の委託状況

(各年末時点)

	令和3年	令和2年	令和元年
講習受講者数(人)	1,048	672	688
修了考査の合格者数(人)	762	515	496
合格率(%)	72.7	76.6	72.1
委託警察署数(署)	415	414	414
受託法人数(法人)	51	51	50
駐車監視員数(人)	1,930	1,938	1,946

# <参考> 駐車監視員資格者講習等に関する条文

## ◎ 道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（放置違反金）

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両 ～中略～ であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの(以下「放置車両」という。)の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為(違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。)をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2～18 （略）

（確認事務の委託）

第五十一条の八 警察署長は、第五十一条の四第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付け（以下「放置車両の確認等」という。）に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を、公安委員会の登録を受けた法人に委託することができる。

2 前項の登録（以下この条から第五十一条の十一までにおいて「登録」という。）は、委託を受けて確認事務を行おうとする法人の申請により行う。

3～7 （略）

（放置車両確認機関）

第五十一条の十二 （略）

2 （略）

3 放置車両確認機関は、次条第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせるてはならない。

4～8 （略）

（駐車監視員資格者証）

第五十一条の十三 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車監視員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者

ロ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関しイに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 十八歳未満の者

ロ 第五十一条の八第三項第二号イからへまでのいずれかに該当する者

ハ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

2 （略）

（国家公安委員会規則への委任）

第五十一条の十四 第五十一条の八から前条までに定めるもののほか、確認事務の委託の手續及び駐車監視員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

# <参考> 駐車監視員資格者講習等に関する条文

## ◎ 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）（抄）

（駐車監視員資格者講習の公示）

第六条 公安委員会は、法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を行おうとするときは、当該駐車監視員資格者講習の期日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 駐車監視員資格者講習の期日及び場所
- 二 受講手続に関する事項
- 三 その他駐車監視員資格者講習の実施に関し必要な事項

（受講の申込み）

第七条 駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

- 一 本籍（外国人にあっては、国籍。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日
- 二 受講を希望する年月日

2 前項の受講申込書には、受講の申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真をはり付けなければならない。

（駐車監視員資格者講習の講習事項等）

第八条 駐車監視員資格者講習は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 駐車監視員資格者講習は、道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識について行うこと。
- 二 駐車監視員資格者講習は、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
- 三 駐車監視員資格者講習においては、筆記による修了考査を行うこと。
- 四 駐車監視員資格者講習の講習時間は、十五時間とすること。

（駐車監視員資格者講習修了証明書）

第九条 公安委員会は、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者に対し、別記様式第一号の駐車監視員資格者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）を交付するものとする。

2 （略）

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第十一条 法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

- 一 修了証明書又は前条第四項の認定書
- 二 第二条第二項第三号イからハまでに掲げる書類
- 三 法第五十一条の十三第一項第二号イからハまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第十三条第三項において「資格者証用写真」という。）二葉